

## Q&Aで見る

高本博雄事務所  
所長

高本 博雄 社会保険労務士  
CFP®・相続支援ネット柏代表

# 何がどう変わるの?

●具体的な改正点を知つておこう

知つているようで実際には詳しく述べる。法律のそもそも論から罰則に法。具体的にはどういったものなのであるうか。

ここでは最低限知つておくべき

ポイントについてまとめておいた。法律のそもそも論から罰則に至るまでを簡潔に解説しているので、FPにとっては参考になるものと思われる。

### Q1 そもそも高年齢者雇用安定法

A1

正式名称は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下、「高年齢者雇用安定法」といい、昭和46年5月『中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法』として、高齢者の安定した雇用の確保や再雇用

の促進等を目的として誕生した。昭和61年4月には現在の法律名に改称されるとともに、60歳定年の努力義務が規定された。

当時は55歳定年制が一般的であったが、出生率の低下による若年労働力不足の懸念や平均寿命の著

しい伸びから、55歳での引退は肉体的・精神的かつまた家計面からも、まだまだ早すぎるという社会的背景もあり、定年年齢の延長が社会的要請となつた。その後、平成6年の法改正で60歳定年の義務化を規定し、平成10年4月から施行され、60歳定年制が定着することとなつた。

平成12年の改正では、定年制を設ける場合は60歳未満の定年を禁止し、65歳までの雇用の確保について努力義務とすることが盛り込まれた。

### ●事業主の責務とは?

今回の改正は、平成16年6月5

A2

Q2

## どんなところが 改正されたの？

平成16年に成立した改正  
では主に4つのポイントが  
あるが、①から③までの改

正項目は既に平成16年12月から施  
行されている。そして4番目の改  
「高年齢者雇用確保措置」が、本

置

定年（65歳未満のものに限る）  
④定年の引上げ、継続雇用制度の  
導入等による高年齢者雇用確保措  
置

シルバー人材センター関連  
一般労働者派遣事業許可手続きの簡  
素化を行う。

⑤シルバー人材センターが行う一  
般労働者派遣事業許可手続きの簡  
素化を行う。

義務化された措置は一挙に施行  
されるのではなく、65歳までの雇  
用確保のための事業主の努力義務  
を維持したまま、老齢厚生年金の  
定期部分の支給開始年齢引上げス  
ケジュール（男性）に合わせ、平  
成25年4月1日までに段階的に実  
施されることとなる。

日に成立、6月11日に公布された  
ものであるが、これは二部構成と  
なつており、一部は既に平成16年  
12月1日から施行されており、企  
業により大きな影響のある定年の  
引上げ等の規定は、平成18年4月  
1日から施行される。

高年齢者雇用安定法の目的は、  
「定年の引上げ、継続雇用制度の  
導入等による高年齢者の安定した  
雇用の確保の促進、高年齢者等の  
再就職の促進、定年退職者その他  
の高年齢退職者に対する就業の機  
会の確保等の措置を総合的に講  
じ、もつて高年齢者等の職業の安  
定その他福祉の増進を図るととも  
に、経済および社会の発展に寄与  
すること」である。

そして、基本的理念として、  
「①高年齢者等は、その職業生活  
における職業生活の充実た  
め、自ら進んで、高齢期における  
職業生活の設計を行い、その設計  
に基づき、その能力の開発および  
向上並びにその健康の保持および  
増進に努めること」を掲げてい  
る。

この目的達成のため、および基  
本的理念実現のために、事業主、  
さらには国および地方公共団体が  
果たすべき責務を定めている。  
その事業主の責務の一つが、今  
回の改正で、企業にとって最もイ  
ンパクトがある『高年齢者雇用確  
保措置』なのである。

採用をする場合、やむを得ない理  
由により上限年齢（65歳未満のも  
のに限る）を定める場合には、求  
職者に対してその理由を提示しな  
ければならない。

しかし、従来は65歳までの雇用  
年齢は従前どおり60歳である。  
定年の定めをする場合には60歳を  
下回ることができないとする法8  
条は今回の改正によつても変更さ  
れていないのである。

これが、今回は①～④のいずれかに  
よる具体的な措置をとることが  
「義務化」されたということだ。

年4月から段階的に施行されるこ  
ととなつている。  
①求職活動支援書の作成・交付  
事業主都合の解雇等により離職  
することとなつている高年齢者等  
(45歳以上65歳未満)が希望する  
ときは、事業主は、当該高年齢者  
等の希望を聞き、その職務の経歴  
や職業能力等キャリアの棚卸に資  
する事項や再就職支援援助措置等  
を記載した「求職活動支援書」を  
作成・交付しなければならない。

●段階的に施行を実施  
ここで注目すべきは、法定の定  
年年齢は従前どおり60歳である。  
定年の定めをする場合には60歳を  
下回ることができないとする法8  
条は今回の改正によつても変更さ  
れていないのである。

年4月から段階的に施行されるこ  
ととなつている。  
①求職活動支援書の作成・交付  
事業主都合の解雇等により離職  
入、②定年の定めの廃止のいすれ  
かの措置（高年齢者雇用確保措  
置）を講じなければならない。

### Q3

## 高齢者の雇用確保措置ってどんなものがあるの？

### A 3

雇用確保措置には次の3つがある。

- ①定年の引上げ
- ②継続雇用制度の導入
- ③定年の定めの廃止

①の「定年の引上げ」は、定年年齢を現行の60歳から65歳まで引き上げるものである。改正法では一気に65歳までの引上げをする必要はなく、年金の支給開始年齢引上げスケジュールに合わせ、段階的な引上げを認め、本年4月から62歳、最終的に平成25年以降65歳にすればよい。

③の「定年の定めの廃止」は、原則としてすべての高齢者が、希望すれば年齢に関係なくいつまでも働き続けられるという、究極の雇用確保措置である。

「安定した雇用の確保」「再就職の促進」「就業機会の確保」という法の目的からすれば、①または③の「定年の引上げ」か「定年制

の廃止」が望ましいが、企業にとっては人件費の増大等で大きな負担となる。

また、加齢とともに高齢者の就労意欲、職業能力、健康等の個人差が拡がり、高齢者の就労ニーズも多様化している。したがって、フルタイムを前提とする一律定年年齢の引上げや定年制の廃止は、必ずしも高齢者のニーズにマッチするとは思われない。

企業にとっても高齢者にとっても望ましい選択肢は、②の「継続雇用」であると思われる。

その「継続雇用制度」にも2つの制度がある。

#### ①勤務延長制度

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度

②再雇用制度  
定年年齢に達した者をいったん

退職させた後、再び雇用する制度④の「勤務延長制度」では、従来からの雇用契約を定年到達後もそのまま延長することが多く、基本的には勤務延長後の待遇も従前と変わらない。退職金についても定年年齢到達時ではなく、勤務延長契約終了後に支払われる場合が多い。

企業にとっては、人件費増等大きな負担となり、あまり望ましいものではないだろう。

一方、②の「再雇用制度」では、いittan退職させて従来の役職や職務を解くこと等により人事の停滞を防ぐことができ、また再雇用の際に定年到達時の賃金よりも低くすることで、従来の年功的賃金の是正や調整を図ることができるものである。「勤務延長制度」よりも弾力的な運用が可能ないことから、今回の改正にあたり多くの企業が採用するであろうと言われているのだ。

改正法では、その事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合か、それがない場合には労働者の過半数代表者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、これに基づく制度を導入したときは、同法の要求する措置を講じたものとみなすとしている。

しかし、これにも経過措置が設けられており、労使協定締結のために努力したにもかかわらず協議が調わない場合には、大企業（常

### ●継続雇用の基準とは？

現行でもこれらの制度はかなりの企業で採用されていたが、今ま

では65歳雇用は努力義務であり、企業で適用者の選別ができるため、必ずしも労働者の希望を尊重したものとはなっていないのが実態であった。

そのあたりを踏まえ、今回の改

正では、継続雇用制度を実施する場合、原則として希望者全員を対象としなければならないものとした。

用労働者301人以上)は3年間、中小企業(常用労働者300人以下)は5年間、特例として、

就業規則等で継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めることができるものとしている。

（で閲覧可能）を参照願いたい）。雇用条件については、高年齢者の安定した雇用の確保が図られるものであれば、定年以前と同一条件である必要はない。また、必ずしも労働者の希望に合致した職種・労働条件による雇用を求めるつづけで、

**Q5**  
制度を導入しないと  
何か問題があるの？

A5

改正法は、制度を導入しないことに対する罰則は改訂されていない。

4月1日以降に定年を理由としても、それが直ちに無効となるものではないと考えられる。

な者に限るなどとすることもできるわけであるが、その「基準」には、具体性・合理性・客觀性が求められる（詳細は厚労省のリーフレット「継続雇用制度の対象者に関する基準事例集」（厚労省のHP）

勤務形態は「フルタイムの勤務」から「パート・アルバイト」まで、月給制や時給制など、多様な制度が導入できることとしている。

## どういった企業が対象に

Q4

どういった企業が対象になるの？

**A4** 当分の間、60歳に達する労働者がいないので、高年齢者雇用確保措置は不要だが、改正法は、定年の引上げ、繰り

統雇用制度の導入等の制度導入を事業主に義務付けているものであり、当分の間60歳以上の労働者が

●すべての企業が対象

改正法は、7条で船員、国家公

●公共職業安定所による  
指導・勧告も

指導・勸告毛

また、改正法においては、事業主に制度導入を義務付けているものであり、個別の労働者の65歳までの雇用義務を課すものではな

にもよるが、資料が存在する場合には、企業名が公開されることもあり得ると考えられる。

態を調査し、必要に応じて、助言、指導、勧告を行うこととなる。

助言・指導・勧告を受けることは、自社従業員の会社に対する信頼を失い、ひいては社会的信用をも失いかねない。

義務化が決定した以上は、自社に適した措置を導入するのが社会の公器たる企業の責務である。

務員・地方公務員を除外するとするのみで、対象の企業を特定・限定していない。改正の趣旨からすれば、60歳の定年を定めるすべての企業が対象になると理解すべきであろう。